

国民健康保険からのお知らせ

健康長寿しまね



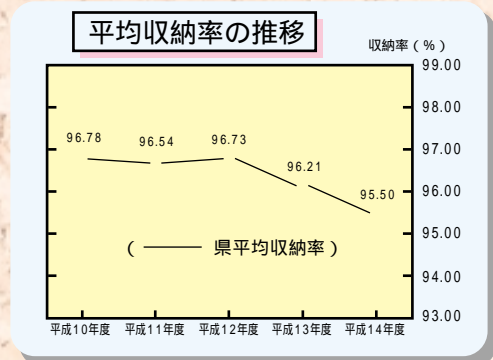
まめなくん

我が国は昭和36年に全ての国民が何らかの医療保険制度の対象となる国民皆保険体制が確立しました。

国民健康保険は、加入者の方が納めた保険料(税)と国庫負担(補助)金をもとに、病気やケガをした人の医療費を負担する、助け合いの制度です。現在、県民の方のおよそ3割が加入しています。



島根県の保険料(税)収納率は平成8年度より全国1位を保持していますが、年々低下しています。



国保制度は皆さまの保険料(税)で成り立っています。

高額療養費をご存じでしょうか？

高額療養費は、同一の月に支払った医療費が自己負担限度額を超える場合に、申請をして認められると、限度額を超えた部分が高額療養費として支給されます。

自己負担限度額(月額)

70歳未満の方

上位所得者	139,800円 + 1% () (77,700円)
一般	72,300円 + 1% () (40,200円)
住民税非課税世帯	35,400円 (24,600円)

70歳以上の方

	自己負担限度額		
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	
一定以上所得者	40,200円	72,300円 + 1% () (40,200円)	
一般	12,000円	40,200円	
住民税非課税世帯	8,000円	低所得者	24,600円
		低所得者	15,000円

について、医療費が一定額以上を越えた場合は、超えた額の1%が加算されます。()内は、過去1年に高額療養費支給該当の月が3回あった場合の、4回目以降の限度額です。

詳しくは、居住地の市町村役場(加入している国保組合)へお問い合わせ下さい。

島根県健康福祉部健康推進課

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 TEL0852-22-6382

【島根県は健康長寿日本一を目指しています！】